

# 経営管理関係規程（一）

## （一― 3） 役員等報酬規程

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人やまばと会員光園(以下「当法人」という)定款第9条及び第23条の規程に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

### （報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び賞与を支給する。
  - (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、また、賞与及び退職手当も支給しないこととする。法人業務を行う場合に別表5のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
- 2 常勤役員等に対する退職金は、「退職金規程」に準じて支給するものとする。

### （常勤役員等の報酬等の算定方法）

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 通勤手当については、給与規程第8条(通勤手当)に定める額を支給する。

### （非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 非常勤役員等が勤務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### （当法人職員給与との供給）

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表4の定めによるものとする。

### （報酬等の支給方法）

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、その前日とする。
  - (2) 賞与については、毎年7月と12月とする。
- 2 非常勤役員等に対する費用弁償は、当該会議に出席した都度、支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
  - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から欠勤日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
  - 4 本条第2項の規程にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
  - (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

- 第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1. この規程は、平成29年 6月13日より施行する。
2. この規程は、平成30年 4月 1日より施行する。

別表1(常勤役員等の報酬)

役 職 名	報 酬 の 額
理事長	月額 200,000円
理事	月額 100,000円
監事	月額 150,000円

別表2(常勤役員等の賞与)

7月・12月の賞与	給与規程に準ずる
-----------	----------

別表3(非常勤役員等の報酬額)

- (1) 評議員 無報酬とする。
- (2) 理 事 無報酬とする。
- (3) 監 事 無報酬とする。

別表4(役職ごとの役員報酬額)

- (1) 役職ごとの役員報酬額を定める。

当法人職員を兼務し、職務給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	役員報酬額
理 事 長	月額 200,000円
理 事	月額 100,000円

- (2) 合算の上限を定める。

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等と職員給与の合計が下記の範囲内において役員報酬等を支給する。

役職名	年額報酬等合算上限額
理 事 長	合算上限年額 10,000,000円
理 事	合算上限年額 6,000,000円

別表5(評議員・非常勤役員等(理事・監事)の費用弁償)

区 分	1日当たりの額
住所地が下関市内にある者	評議員・理事及び監事 10,000円以内とする。